

物品売買契約書（単価契約 案）

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 物 件 名 | 第4号 コピー用紙ほか |
| 2 | 品 質 規 格 | 仕様書および単価表のとおり |
| 3 | 契 約 予 定 金 額 | 金 , , 円也
（うち、消費税及び地方消費税額 金 , 円） |
| 4 | 契 約 単 価 | 単価表のとおり |
| 5 | 契 約 期 間 | 自 契 約 日
至 令 和 8 年 3 月 3 1 日 |
| 6 | 納 入 場 所 | 納入先住所一覧表のとおり |
| 7 | 支 払 場 所 | 中部森林管理局 |
| 8 | 契 約 保 証 金 | 免除 |

上記のとおり、発注者 支出負担行為担当官 中部森林管理局長 森谷 克彦 と 受注者 とは、次の条項により売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 長野県長野市大字栗田715-5
支出負担行為担当官
中部森林管理局長 森谷 克彦

受注者

(物件の発注と納入)

第1条 物件の発注と納入期限等は次のとおりとする。

- (1)この契約において、「発注者」には、発注者の指定する職員を含むものとする。
- (2)受注者は、発注者の発注に基づいて品目数量を納入するものとする。予定数量、金額に対し、増減があっても異議を申し立てないものとする。なお、発注は原則3ヶ月に1回程度とするが発注者が受注者の同意を得た場合はこの限りではない。
- (3)受注者は、発注者の発注による納入期限、納入場所に納入しなければならないものとする。

(債権譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、この契約に属する権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(仕様書等の疑義)

第3条 受注者は、この契約の履行について、売買契約上必要な慣行に属する事項又はこの契約に関して疑義を生じた場合は、発注者の指示に従うものとする。

(物件の納入検査)

第4条 受注者は物件を納入場所に納入したときは、ただちにその旨を発注者に通知するとともに納入年月日等の確認ができる納品書等の書面を納入場所の長あてに提出し、所属担当職員等に受領の確認を受けるものとする。

- 2 受注者が、前項の納入通知を納入場所の長にしたときは、発注者に通知したものとみなす。
発注者は、第1項の通知を受けたときは、納入場所の職員から納入品目、数量の受領確認を行うものとする。
- 3 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、発注毎に第1項の通知を受けた最終の日から起算して10日以内に受注者の立会いを求めて検査を行うものとする。
この場合において、受注者が検査に立ち会わないときは、受注者は、発注者の検査の結果について異議を申し立てることはできない。
- 4 発注者は、前項の検査に合格した旨を通知したときをもって、物件の引渡しを受けたものとする。
- 5 受注者は、第3項の検査の結果不合格のものがあつたときは、発注者の指定する期限内に取替え、追納等を行い、さらにその検査を受けなければならない。この場合において、納入期限は延長しないものとする。
この場合の検査等の取扱いは、前4項の規定を準用する。
- 6 前項の場合において、納入期限を経過して納入したときは、経過した日数は履行遅滞日数として取扱うものとする。

(検査の遅延)

第5条 発注者がその責に帰する理由により前条第3項に規定する期限までに検査を行わないときは、その期限の翌日から検査を行った日までの日数は、第10条第2項に規定する支払期間の日数から差し引くものとする。この場合において、遅延日数が支払期間の日数を越えるときは、支払期間は、当該遅延日数が支払期限を越えた日に満了したものとみなす。

(天災その他不可抗力による納入期限の猶予)

第6条 受注者は、天災その他不可抗力により、納入期限内までに義務を履行できない相当の理由があるときは、その理由を詳記し、所轄官公署等の証明書を添付して発注者に納入期限の猶予を申請することができる。

2 発注者は、前項の規定による納入期限猶予の申請をうけた場合において、その理由を正当と認めたときは、その期限を延長し、その旨を書面により受注者に通知するものとする。

(受注者の履行遅滞による違約金)

第7条 受注者は、その責に帰する理由により納入期限を経過して物件を納入したときは、納入期限の翌日から起算して発注者が納入の通知をうけた日までの日数に応じ、納入遅延となった物件の売買代金に対して年3%の割合で計算した額を遅滞違約金として発注者に支払うものとする。

(危険負担)

第8条 物件を納入するまでの間に生じた一切の損害は、受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 受注者は、引渡しを完了した物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)場合、又はその契約不適合により物件が毀損した場合は、発注者の指示により無償で修理し、又は代替品を納入するものとする。この場合の補償期間は、引渡しを完了した日から1年とする。

(売買代金の請求及び支払)

第10条 受注者は、第4条第3項に規定する検査に全部の物件が合格したときは、適法な請求書により代金の支払を請求することができる。

ただし、全物件の引渡し完了前であって、引渡しを完了した一部の物件について発注者が適当と認めたときは、受注者は、当該引渡し完了部分に相当する代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

3 発注者の責に帰する理由により、前項の支払期限までに代金を支払わないときは、発注者は、支払期限の翌日から支払当日までの日数に応じ、前項の請求金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第八条第一項の規定に基づく遅延利息を受注者に支払うものとする。

ただし、遅延の原因が天災地変等やむを得ないものであるときは遅延利息を、支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の遅延利息の金額が100円未満であるときは、発注者は支払うことを要せずその金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第11条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
この場合受注者は、違約金として解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。

(1) 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込がないと発注者が認めたとき。

(2) この契約に関し、不正行為をしたと発注者が認めたとき。

(3) 天災その他不可抗力以外の理由により契約の解除を申出たとき。

(属性要件に基づく契約解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第13条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第14条 受注者は、第12条各号及び第13条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、第12条各号及び第13条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第15条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契

約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16条 発注者は、第11条、第12条、第13条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第12条、第13条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第18条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第19条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは、第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約外事項)

第20条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

(紛争の解決)

第21条 この契約について紛争を生じた場合は、発注者と受注者が協議して選定した第三者の調停により解決するものとする。